

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		指定障害福祉サービス事業者等に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		障害者総合支援法、児童福祉法
条 項		障害者総合支援法第 49 条・第 51 条の 4・第 51 条の 28・第 51 条の 33・第 67 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 23・第 21 条の 5 の 28・第 24 条の 16・第 24 条の 19 の 2・第 24 条の 35・第 24 条の 40
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>「さいたま市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」及び「さいたま市指定障害児通所支援等事業者等監査実施要綱」、並びに「さいたま市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」及び「さいたま市指定障害児通所支援等事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、又は厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときに行なうことができる。</p> <p>また、勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>
備 考		